



古河地区ケアマネだより

第 80 号

茨城県介護支援専門員協会古河地区会 事務局：古河市社会福祉協議会
令和 7 年 3 月発行 TEL:0280-47-0150 FAX:0280-48-0265 HP URL:http://www.koganet.ne.jp/~care/

令和 6 年度茨城県介護支援専門員協会古河地区会 第 2 回研修会

令和 7 年 1 月 18 日（土）茨城県介護支援専門員協会古河地区会第 2 回研修会が開催されました。研修テーマは「親族不在・金銭管理困難ケースへの関わり方」「日常生活自立支援事業とは」として、古河市高齢介護課の中野和也様及び古河市社会福祉協議会の廣野功太郎様を迎え、現在ケアマネジャーが実際に直面している身寄りのない高齢者に対する施策や相談窓口についてご講義いただきました。

当日は 57 名のケアマネジャーのご参加を頂きました。



親族不在・金銭管理困難ケースへの関わり方

身寄りのない高齢者が不安に思っている事として

- ・病院や施設に入院、入所するとき必要とされる身元保証
 - ・身体能力、判断能力の低下・喪失により自分でできなくなった場合の金銭管理、様々な手続きなど。
 - ・賃貸住宅など住まいの確保
 - ・虐待などの権利侵害
 - ・死後事務（遺体の処理、葬儀、お墓、遺留品の処理、部屋の明け渡しなど）
- があげられる。

令和 7 年度茨城県介護支援専門員協会古河地区会総会のお知らせ

開催日時：令和 7 年 5 月 17 日（土）場所：未定

特別講演：茨城県介護支援専門員協会 佐藤二郎副会長

演題：「アンガーマネジメント」（仮）

入院・入所に当たっての身元保証について

1. 医療機関において患者に身元保証人等がないことのみを理由に入院を拒否する事が出来ない（厚生労働省平成30年4月27日付通知より）
介護保険施設において身元保証人等がないことはサービス提供を拒否する正答な理由に該当しない（厚生労働省老健局平成28年3月7日付全国介護保険・高齢保健福祉担当課長会議より）
以上の通知等により身元保証を入院・入所条件とすることは禁止とされている。
2. 身寄りがない人の入院については厚生労働省より、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）が通達されており、このガイドラインと事例集から、医療機関としてできる事できない事、地方自治体、関係機関として協力すべき事等について次の様に示され、その中で成年後見制度の活用が推奨されている。
 - ① 緊急の連絡先に関する事
 - ② 入院計画書に関する事
 - ③ 入院中に必要な物品の準備に関する事
 - ④ 入院費等に関する事
 - ⑤ 退院支援に関する事
 - ⑥ （死亡時）遺体・遺品の引き取り、葬儀等に関する事

成年後見制度は①財産管理②契約サポートのための意思決定支援のための制度で、身寄りのない人は市長申し立てを依頼することによって利用できる。

しかし決定までは時間がかかり、申し立てまで1~2ヶ月。申し立てから審判まで2ヶ月程度必要（長い方は4か月以上かかる場合もある）。

また、成年後見人には医療同意権がなく、本人による意思決定が困難な場合にはガイドラインに沿って医療・ケアチームによる本人意志を推定し、本人の最善利益による方針を決定する。

契約能力がある人の場合は①日常生活自立支援事業（社協）②ホームロイヤー制度（弁護士）がある。

さらに、民間による高齢者等終身サポート事業があり、事業所と契約し、支援をうける方もいるが契約については高齢者等終身サポート事業者ガイドラインに沿って行う。その中で寄付や死因贈与、遺贈を求めたり、それを契約条件にする事は禁止されており、裁判所の判断により無効となる事例もある。



日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは・・・

認知症や障がいなどで、判断能力が不十分になった人が地域で自立した日常生活が送れるように、社会福祉協議会との契約の上でサポートを受けられる制度。

- ・利用者はサービスの内容を理解し、判断出来る能力が必要
- ・業務窓口が古河市社会福祉協議会、実施主体は茨城県社会福祉協議会

・身体障がいの方や浪費癖の方、契約能力（制度理解力）がない方は制度利用の対象外

・提供できるサービスとして、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供を行う「福祉サービスの利用援助」があり、それに合わせたサービスとして、公共料金などの支払い支援を行う「日常的金銭管理」、行政手続き支援等「日常生活に必要な事務手続き支援」、通帳や印鑑を預かる「書類等預かりサービス」がある。なお、書類預かりサービスでは、小切手、宝石、貴金属等高価なものは対象外。



グループワーク

今回、研修会の内容に沿った金銭管理が困難な利用者に対する支援という事で認知症はないが親族が非協力的な為金銭管理が困難なケースと認知症があり金銭管理が困難なケースの2ケースの事例について班に分かれてグループワークを実施した。

それぞれケースに対する検討ではなく、自分が担当だったと想定しどのような手段があるかという事で活発に議論が行われていた。このようなケースについて、この度講師として来て頂いた古河市高齢介護課の中野様や古河市社会福祉協議会の廣野様に具体的な支援方法や相談出来る関係機関などの紹介等貴重なアドバイスも頂け、有意義なグループワークとなった。



ケアマネジャーの仕事に就いて

昨年の11月より、総和中央病院居宅介護支援事業所で勤務させて頂いております。入職して早3か月、経験豊かな先輩方に実務の基本に沿ったご指導・助言をいただきながら院内のデイケアでは利用者様との交流が増えてきました。特に引継ぎでは利用者様と御家族先輩方が築いてきた背景や想いから身が引き締まる日々です。また事業所へは突発で多岐に亘る連絡が入り、生活に直結していることを改めて感じます。そして支援の際には共感が鍵となることを定例会議や先輩の電話対応から学びました。私の母が介護と育児に奔走していた姿が記憶にあり、周りの暮らしも一変することを祖父母の介護を通して感じ、「ケアマネさん」を身近に感じる機会が多くありました。介護・看護の現場を歩いていよいよ地元で貢献できたらという想いです。

日々、自身の課題に直面し気持ちが焦ることもあります。そのような時は先輩からのひとつひとつという助言を胸に初心に立ちかえり、事業所内・関連事業所様のお力添えを頂き、その人らしさを尊重した生活をサポートしていけるよう研鑽に励みたいと思います

総和中央病院 居宅介護支援事業所 吉村 恵美

○日本介護支援専門員協会入会申し込みについて

茨城県介護支援専門員協会古河地区会は、会則第2条により、「利用者へのより良いサービス提供の為に、会員相互の情報交換や研修等によって介護業務に関する資質の向上を目指すと共に、日本介護支援専門員協会及び茨城県支部会の一員として介護支援専門員の地位向上の為に活動を行う事を目的とする」となっております。介護保険制度が国民にとってよりよい社会制度になるために、茨城県介護支援専門員協会古河地区会の声を国に伝えていく為には、日本介護支援専門員協会としての組織力を高める事が重要です。

○お気軽にご連絡ください○

ウェルケアシステム株式会社
茨城県古河市上辺見 2826
TEL:0280-33-6330
FAX:0280-33-6339



居宅介護支援事業所ばんどう
茨城県古河市大堤 112
TEL:0280-48-3486
FAX:0280-48-3486

KSS 株式会社三和サクセス
茨城県古河市仁連 1493-25
TEL:0280-76-2558
FAX:0280-76-2495

○編集後記

今回のケアマネだよりは、古河市高齢介護課の中野様及び古河市社会福祉協議会の廣野様を講師にお招きした「親族不在・金銭管理困難ケースへの関わり方」の研修をまとめさせて頂きました。主任介護支援専門員の更新研修だったため多くの参加があり、活発な意見交換が行われました。今回事例として提供して頂いたケースはほとんどの介護支援専門員が直面し、悩んでしまうケースかと思われそうです。個人で抱え込んでしまうのではなく、介護支援専門員同士の横の繋がりを持つ事でよりよい支援を提供していけるのではないかと今回の研修を通して思いました。